

データ利活用の促進に向けた制度について (行為規制に係る検討)

平成29年8月

産業構造審議会 知的財産分科会
不正競争防止小委員会

○行為規制の前提となるデータの要件について（前回小委検討事項）

○規制すべき行為における論点

論点 1． 悪質性の高い行為による取得（不正取得）

論点 2． 悪質性の高い行為によって取得（不正取得）したデータの使用・提供行為

論点 3． 正当取得したデータの不正使用・提供行為

論点 4． 転得者による取得・使用・提供行為／適用除外

論点 5． 救済措置

論点 6． 侵害の行為により生じた物（侵害品）の譲渡等の取扱い

論点 7． 保護期間・消滅時効

論点 8． トレーサビリティ

行為規制の前提となるデータの要件について（前回小委検討事項）

行為規制の前提となるデータ（外部提供されるデータ）の要件としては、第1回小委員会で概ね了解をいただいたところ。今回の行為規制の検討において、データの要件に関しての見直し・修正の必要があれば、適宜行う。

要件	方向性
管理性について	<ul style="list-style-type: none"> ・「一定の技術的な管理がなされていること」を取得等の行為規制対象の要件とする。 ・技術的な管理については、データ取得者等がデータ提供者の管理の意思を認識できるものとして、ID・パスワード管理、専用回線によるデータの提供、専用端末のみでアクセス可能とするデータの提供、購入者等のみが利用可能な専用アプリ・ソフトウェアのみでの閲覧・利用等データへのアクセス等を制限する手段とする。
有用性について	<ul style="list-style-type: none"> ・違法又は公序良俗に反する内容の情報に係るデータの取得・使用・提供については、規制の対象とする行為から除外するよう、要件を定める。 ・商業的価値に関しては、データの実際の使用や収益の有無までは求めず、営業秘密の要件と同様に、事業活動に有用であることを要件とする。
投資について	<ul style="list-style-type: none"> ・投資額の多寡など投資の程度に関しては、立法事実として考慮することとする。ただし、他にも管理性の観点から「一定の技術的な管理がなされていること」及び「事業活動に有用であること」を要件としていることから、投資の程度に関して特段の規定を設けない。
オープンデータについて	<ul style="list-style-type: none"> ・他の事業者等が無制限・無条件で提供しているデータであっても、「技術的な管理手段」が施され提供されるデータについて、当該技術的な管理を破ってデータを取得する行為は規制対象とする。
データ量について	<ul style="list-style-type: none"> ・取得されたデータの量・割合を問わず、その悪質性の高い行為による取得・使用・提供を規制する。
データ持ち出し等の際の形態について	<ul style="list-style-type: none"> ・保護客体となるデータは電子データとする。他方、そのデータを持ち出したり、提供したりする際の形態については、電子であるか、紙であるかなどその形態に関わらず、規制する。
営業行為を行わない者が保有するデータに係る規制について	<ul style="list-style-type: none"> ・営業行為を行わない者（事業活動と評価できないもの）が保有するデータに対する侵害行為については、請求主体性を認めないこととする。ただし、個人事業主等、事業活動と評価できる場合は、請求権者として認められ得る。

※なお、管理性を示す技術的プロテクトや、侵害を疑われた場合のデータ取得者等(被告)の反証については、指針や解説等で具体化予定。

(参考) 営業秘密と保護対象とするデータの比較

	営業秘密	本検討において保護対象とするデータ
客体	秘匿を前提として秘密として管理されている技術上又は営業上の情報	他者へ提供を前提として一定の技術的な管理がなされている電子データ
要件	秘密管理性 非公開性 有用性	技術的管理性 (技術的管理をした上で) 外部提供 有用性
想定事例	営業情報 (顧客情報、対応マニュアル等) や技術情報 (製造方法・ノウハウ、設計図面等)	外部提供用データベース (判例分析、トレンド分析、二次加工した気象データ等)、コンソーシアム (医薬、部素材・物質等) で持ち寄ったデータベース等
民事措置	○差止請求 (3条) ○損害賠償請求、(損害賠償額の推定) (4条、(5条1項~3項)) ○信用回復措置請求 (14条)	<p style="color: red; font-size: 1.2em;">今回、御議論いただく内容</p>
刑事措置	【個人】 10年以下の懲役又は2000万円以下の罰金(又はこれの併科)(21条1項) 【法人】 5億円以下の罰金 (22条1項2号) ※法人の業務に関して犯罪が行なわれた場合には、行為者が処罰 (懲罰・罰金) されるほか、その者が所属する法人も処罰 (罰金) される。 【海外重罰】 個人：10年以下の懲役又は3000万円以下の罰金(又はこれの併科) (21条3項) 法人：10億円以下罰金 (22条1項1号)	
侵害品	不正に取得した技術上の秘密を使用して製造された物品 (営業秘密侵害品) の譲渡等を禁止 (2条1項10号)	
保護期間	消滅時効3年、除斥期間20年 (15条)	

論点 1 : 悪質性の高い行為による取得

中間とりまとめにおいて、新たな制度の創設により、データの利活用が進まなくなることがないように、悪質性の高い行為による取得を規制対象とするとされたところ。

悪質性の高い行為による取得として、どのような行為を規制するか。

<検討の視点>

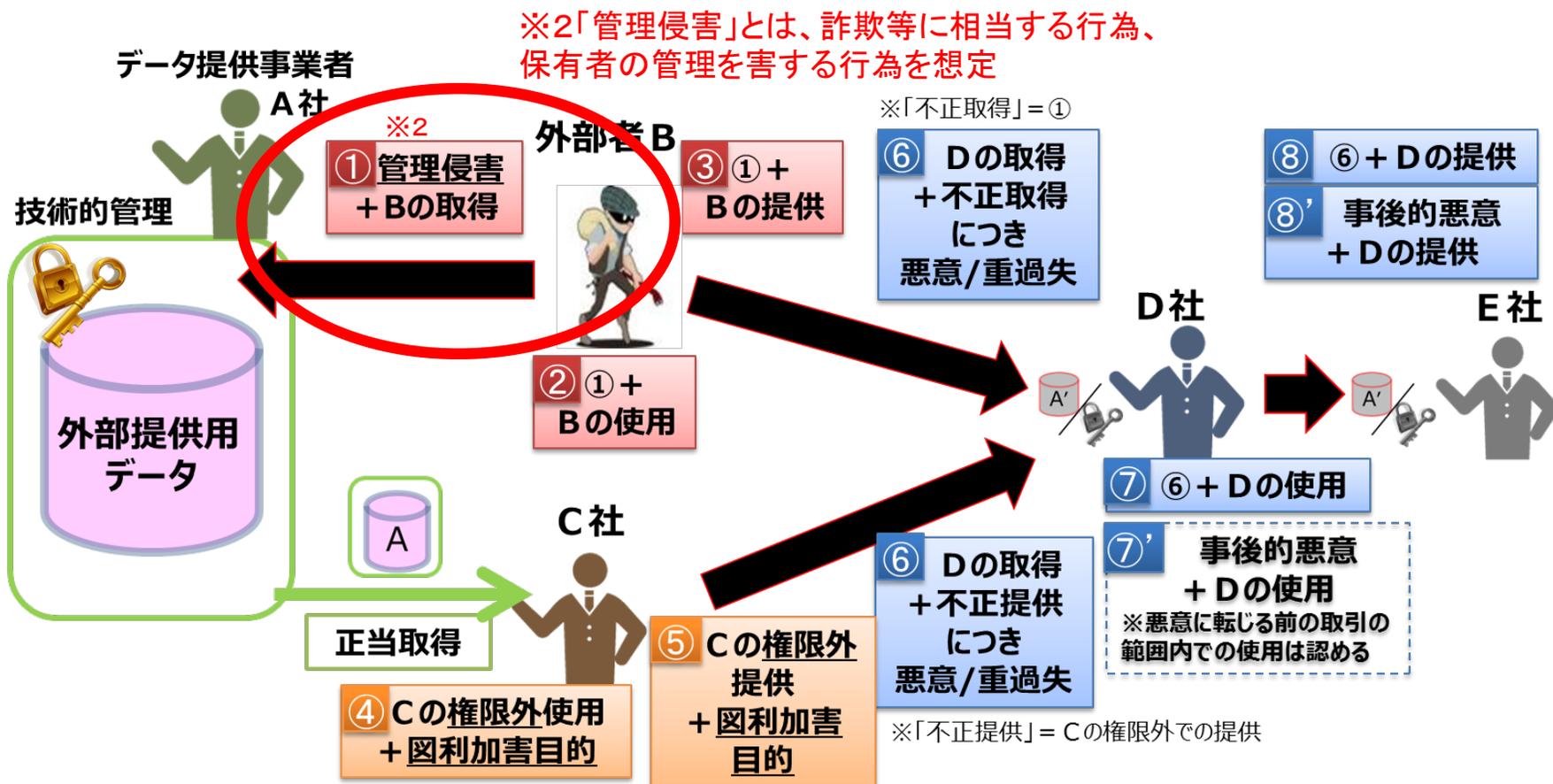
- ✓ 刑法や不正アクセス禁止法等、一定の刑事罰として規制されている窃取、詐欺、不正アクセス等の行為を手段とするデータ取得等については、悪質性の高い行為として認められると考えられる。
- ✓ 技術的な管理手段を回避又は無効化する行為は、例えば、インターネット上で他人のID・パスワードを不正に使用してアクセスする行為は不正アクセス禁止法で規制されているように、悪質性の高い行為と認められ、当該行為によりデータを取得する行為も同様に悪質な行為と認めることが適切と考えられる。暗号化して特定の者に提供されているデータについて暗号を破る行為についても同様に悪質性の高い行為であると考えられる。

論点 1 : 悪質性の高い行為による取得

(事務局案)

詐欺等に相当する行為 (欺く行為、暴行を加える行為、強迫する行為) 又は、**保有者の管理を害する行為** (財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為 (不正アクセス行為の禁止等に関する法律第2条第4項に規定する不正アクセス行為) 等 (※1)) によってデータを取得する行為を規制する。

※1 「等」は、不正アクセス禁止法上の不正アクセス行為に該当しない態様での暗号外し、パスワードを破る行為等を想定。



論点 1 : 悪質性の高い行為による取得

「取得」に含まれる行為について（事務局案）

<取得の概念>

データが無体物であることから、「取得」行為とは、

- ・データが保存されている電子ファイルの送受信や記録されている媒体等の移動により、自己又は第三者がデータ自体を手に入れる行為のみならず
- ・データ自体を人が記憶する等データが記録されている媒体等の移動を伴わない形で、データを自己又は第三者が手に入れる行為も含むこととする。

<悪質性の高い行為による取得の例>

- ・不正なパスワードを用いてサーバに侵入し、データを自分のパソコンにコピーする行為
- ・インターネット上で公開されている、暗号がかけられているデータの暗号を解除・無効化して、データをメールで送信する行為
- ・データ提供者の施設に侵入して、データを自らのUSBにコピーして保存して持ち去る行為
- ・強迫して、保有者が保管するデータをメールで送付させる行為
- ・他人の通信を傍受して、記録・記憶する行為

(参考) 中間とりまとめ抜粋 (悪質性の高い行為による取得)

<参考：中間とりまとめ 第1章1. 3 (2) (i) 規制すべき行為>

○悪質性の高い取得行為について

<方向性>

新たな制度の創設により、データの利活用が進まなくなることがないように、悪質性の高い取得行為を規制対象とする。今後、どのような行為がこの「悪質性の高い」行為に当たるかについて検討する。

新たな制度の創設により、データの利活用が進まなくなることがないように、民法上の不法行為に加え、不正競争防止法に基づく差止請求権を認めるに値するだけの悪質性の高い行為を規制する。

また、このように悪質性の高い取得行為に規制対象を限定することで、意図せず取得した行為については規制されないものと考えられる。

特に以下の事例に代表される、窃取、詐欺、脅迫、横領、不正アクセスなどのような「悪質性の高い」行為の特定については、保護対象となる客体が営業秘密よりも広いものとなる可能性も念頭におきつつ、今後、より具体的な要件の検討を深めるべきである。

なお、検討にあたっては、第一章3. 3 (トレーサビリティに関する今後の対応)、第二章における技術的制限手段の議論と本論点とを関連づけて行うことが適切であると考えられる。

<参考：中間とりまとめ これまでの審議会・ヒアリング等における意見 (抜粋) >

(営業秘密小委における主な意見)

- ・保護の対象となるデータの議論と、規制対象となる行為とは一体として議論すべき。
- ・営業秘密の規制とのバランスに鑑みて、あまりに緩い要件とすることは反対。
- ・利用規約等の契約違反が不正競争行為に直結することは、契約法と不法行為法の境界を曖昧にするものであり、好ましくないのではないか。

(企業ヒアリング等における意見)

- ・単なる契約違反に該当するような行為を規制対象とすべきかについては慎重な検討が必要。
- ・課金を支払った者のみにアクセスを認めるHP上のデータへのアクセス行為については利用料金の債権的請求で足り、不正競争行為と評価しなくても良いのではないか。

(参考) アンケート・ヒアリング結果 (悪質性の高い行為による取得)

<ヒアリング結果>

(有識者・ユーザーの主な意見)

- 法律上の規定としては、営業秘密と同様に、保護すべきデータを管理性等の要件で定義し、取得、使用・提供行為を規制するということで違和感はない。
- データに施されたプロテクトを破る等、悪質性の高い行為を規制するというのはいい考えだと思う。
- その前提に立てば、営業秘密については、「秘密の壁」を破る行為が悪性の高い行為。「秘密の壁」について、営業秘密侵害行為における位置づけが秘密管理性だとすると、今回の検討内容では、アクセス制限がこれにあたる。侵害者が認識してプロテクトを破る行為に悪質性を見いだすという点は、差止を認める行為として違和感はない。
- 公知データであってもプロテクションを外す行為は規制すべき。本当に公知データを集めただけの場合には、損害賠償額も少ないだろうし、データを差し止められても公知データから取得すれば良いので、問題にならないのではないかな。
- 公知データを収集して有償で提供するサービスもあるが、ユーザーにとって必要な情報を見やすい形で提供しており、そこにサービスのポイントがあるから、これが無断で利用されることは困る。

論点2：悪質性の高い行為により取得したデータの使用・提供行為

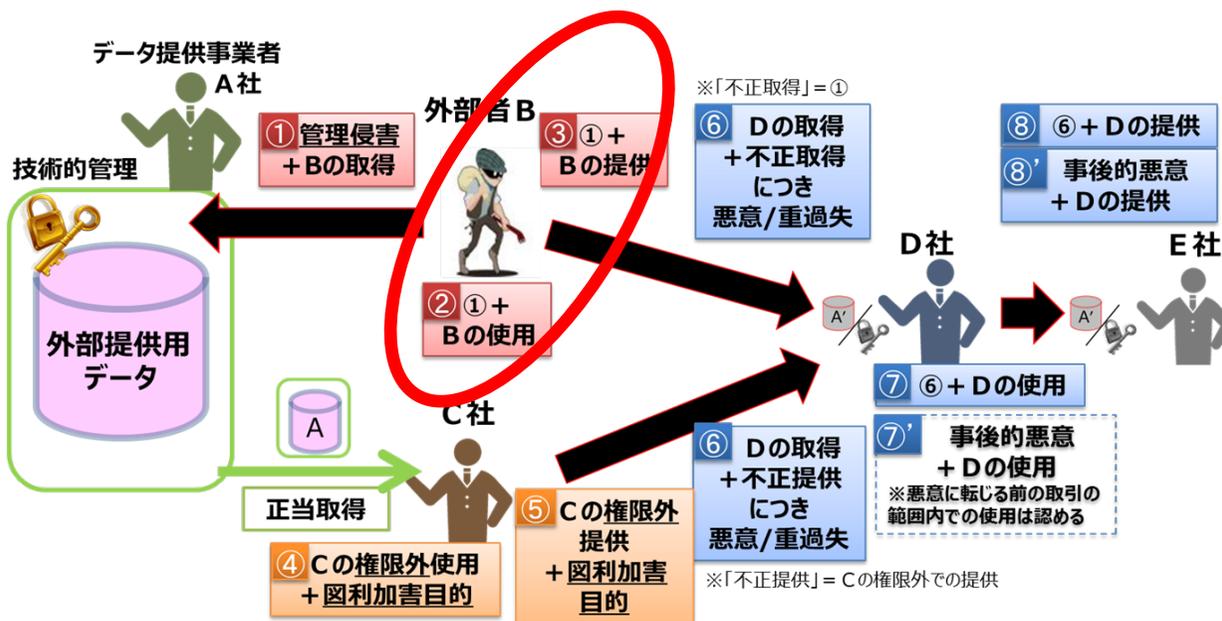
中間とりまとめにおいて、悪質性の高い行為により取得（不正取得）したデータを使用・提供等する行為を規制対象とするとされたところ。不正な使用・提供として、どのような行為を規制するか。

<検討の視点>

- ✓ 不正取得したデータについて、当該データの取得者がそのデータを使用することや、第三者に対し提供することによって不正に利益を得ることなどは、いずれもデータの正当な保有者が本来得られた利益を棄損する行為であって、規制することが適切であると考えられる。

(事務局案)

1. 不正取得したデータを、使用する行為（右図②）を規制する。
2. 不正取得したデータを、第三者に提供する行為（右図③）を規制する。



論点2：悪質性の高い行為により取得したデータの使用・提供行為

「使用」に含まれる行為について（事務局案）

＜使用の概念＞

・「使用」行為として、データを製造・分析・サービス等の事業活動に用いる行為として具体的に特定できる行為としたい。

（例）

- ・データを用いて物品・プログラムを生産する行為（A I の学習等）
- ・データを分析・解析する行為
- ・データを用いて営業（販売）する行為
- ・データベースを作成する行為 等

※ここで規制対象となるデータの不正な使用行為に該当する場合には、データの不正取得行為も行われているものと考えられる。

【考慮事項】

- ・取得したデータをそのまま使用するだけでなく、**取得して改変しつつ事業に使用する行為**について、その改変後のデータが、改変前のデータを基に作成されており**実質的に元のデータと等しいと判断される場合**には、当該**改変後のデータの使用もデータの使用に該当する**ものとする。
- ・データの使用によって生じた物を使用する行為について、当該物において**使用したデータを認識できる場合は、当該物の使用も、データの使用に該当する**ものとする。

（例）不正取得したデータを含む大量のデータによってA I の学習用データセットを作成し、当該学習用データセットを用いてA I を学習させ、A I 学習済みモデルを開発した場合（侵害行為によって生じた物：学習用データセット、A I 学習済みモデル）

- ・学習用データセット（元のデータが認識できる場合）の使用 → データの使用に該当
- ・A I 学習済みモデル（元のデータが認識できない場合）の使用 → データの使用に該当しない

＜参考 営業秘密における考え方＞

改良された製造技術、変更された設計図、追加・編集された顧客名簿・仕入先リスト、改良された販売マニュアル等、改良行為により作成された情報の使用行為については、①当該営業秘密が、もとの営業秘密と全く別のものであり、もとの営業秘密が原型をとどめないような場合には、当該営業秘密の使用は、もとの営業秘密の使用行為に該当しないものであると考えられるが、②当該営業秘密が、もとの営業秘密をベースとして作成されており、実質的にもとの営業秘密を使用するに等しいと考えられる場合には、もとの営業秘密の使用行為に該当するものであると考えられる。

「営業秘密 逐条解説 改正不正競争防止法 通商産業省知的財産政策室 1990年」

論点 2 : 悪質性の高い行為により取得したデータの使用・提供行為

「提供」に含まれる行為について（事務局案）

<提供の概念>

・「提供」行為として、取得したデータを第三者が取得可能な状態にすることとする。データの管理性を失わないまま第三者が取得可能な状態にすることも含むものとする。

（例）

- ・ アクセス制限のかかったデータについて、制限を解除してメール等で送付等する行為
 - ・ 不正アクセス行為により取得したデータを外部ストレージに保存して、当該ストレージにアクセスするためのURL等を第三者に教示する行為 等
- ・ 取得したデータをそのまま提供するのみならず、複製して提供する行為も含む。また、**取得して改変させた上で第三者に提供する行為について、その改変後のデータの全部または一部であっても、実質的に元のデータと同一と判断される場合**には、当該**改変後のデータについても提供に含むこと**とする。
- （例）取得したデータベースから、データを抽出・整理したものを記録媒体に複製し、第三者に引き渡す行為

論点 2 : 悪質性の高い行為により取得したデータの使用・提供行為

その他の行為について

- (1) データにアクセスするための鍵情報 (ID・パスワード等) だけを教示する行為を規制すべきか。
- (2) データ取得前のアクセス行為のみを規制するか。

<検討の視点>

- ✓ 新たに導入する規制は、**業務の継続的な実施や対価の確実な回収を可能とする環境の整備を目的として、データの不正取得、不正使用、不正提供の行為を対象とするものである。**一方、データに接する行為としては、前述の行為のほか、**データへのアクセスを可能とするID・パスワードだけを他人に教示する行為、サーバ自体への不正アクセス行為等**も想定されるが、当該行為は、第三者によるデータの不正取得につながるような行為、不正取得の前提となる行為ではあるものの、**その行為自体が直接的なデータの取得、使用、提供行為とはいえない。**
- ✓ また、不正アクセス禁止法においては、不正ログイン等の不正アクセス行為 (第3条)、ID・パスワードなどの識別符号 (特定電子計算機に付加するアクセス制御機能における利用権者等の識別に用いられるもの) について、他人の識別符号の不正な取得 (第4条)、他人の識別符号の第三者への提供 (第5条)、他人の識別符号の不正な保管 (第6条) 等の行為が禁止されており、**一定の要件の下で、不正アクセス行為自体、及び他人のID・パスワードを不正に提供する行為**について規制がなされているところ。
- ✓ 一方で、ビッグデータの利活用の推進を背景に、取り扱うデータ量が増加することが見込まれ、他者のID・パスワードを不正に使用して正規のデータベース提供者から無断でデータをダウンロードする等の懸念も高まるとの指摘もある。当該行為に対しても適切な規制が求められる。そのため、**技術的制限手段を無効化するサービスの規制に関する議論の中で検討いただく。**

(事務局案)

データに着目した行為規制では、不正取得の前提となる行為 (データにアクセスするための鍵情報だけを教示する行為、不正アクセス行為)のみを規制対象とはしない。

ただし、鍵情報だけを教示する行為については、規制して欲しいというニーズを踏まえ、**技術的制限手段を無効化するサービスの規制に関する議論の中で検討**することとする。

(参考) アンケート・ヒアリング結果 (規制対象としてニーズのあった不正行為の事例①)

<第三者による不正使用・提供行為の事例>

- 人体計測データを扱う事業者において、データ提供先のメーカーが、提供されたデータを組込んだCADソフトウェアを別会社に開発させていたケースがあった。このソフトウェアが子会社でも使用されたためデータが流出した上に、ソフトウェアを作製した会社からも製品として市販されてしまった。これらに対し、事業者は何の対応も取れなかった。
- 人体計測データを扱う事業者においては、有料のデータが学会誌上に無断で掲載されたケースが実際に生じた。掲載文の執筆者へデータ提供をしたことは無く、不当に第三者譲渡されたものであった。対策としては、執筆者に連絡をとり、自社が有料で提供している旨を説明し、該当するデータを買取ってもらうこととしたが、不当に譲渡した者に対して申入れすることはできなかった。
- データをID・パスワードで管理し、有償で提供しているデータ分析事業者においては、過去に取引もなく、契約においても無関係な複数の第三者によってデータを無断で公開されていたケースがあった。対策としては、許可なくデータを使用しているサイトの存在をインターネットプロバイダーへ通知しサイトを閉鎖した他、無断掲載者が特定できた場合には警告書を発するなどの措置をとった。
※本件では、1) 正規ユーザーが契約に反して第三者に漏らした情報を基に公開した場合と、2) 正規ユーザーが契約の範囲内(研究目的等)で「無断転載禁止」と明示した上で当該情報を公開しているにもかかわらず、第三者がそれに反して情報を収集し、公開した場合が考えられる。
- データ分析事業者が提供しているデータベースの一部が、第三者である別会社の提供する開発データベースに入っていたケースがあった。ただし、本件に関しては、別会社もデータを無断で使用していることを認識していたこともあり、警告し削除を要請することで削除された。

(参考) アンケート・ヒアリング結果 (規制対象としてニーズのあった不正行為の事例②)

<正当取得者による不正使用・提供行為の事例>

- 気象データ提供サービス事業者が提供する有料データが、ある提供先（顧客）を起点として関連会社などに転々流通されていた。契約先でない企業からの「今日のデータが届いていない」というクレームにより流用が発覚。データを流用した顧客に申入れ、交渉することにより解決を図った。
- 気象データを扱う他のサービス事業者も同様に、ある顧客から子会社等の関連企業約200社にデータを無断流用されていた。本件については、データ提供先の関係者との会話の中で実態が判明し、相当の利用料の支払により解決が図られた。
- 人体計測データを掲載した書籍を有料で提供する事業者では、提供先（顧客）の研究者が、提供されたデータを含む内容の原稿を別の出版物に掲載したケースがあった。研究者とその原稿の出版社から転載許可は求められておらず、知らない間にデータが別の出版物を通じて流出したが、何の事後対応も取れなかった。
- 人体計測データを扱うある事業者は、人体計測データの値を再現した3Dマネキンを、製造販売業者と共同で開発した。マネキンを計測することで基となる人体計測データ値が割り出せるが、3次元スキャナーや3Dプリンターの普及により、データの分析やマネキンの複製が購入者にも容易にできるようになっており、提供者側の知らない間にデータが流出する恐れがある。マネキンの形状に知的財産権が認められないとすると、現状としては、データを守るすべがないのではないかと同社は不安を感じている。

(参考) 中間とりまとめ抜粋 (悪質性の高い行為により取得したデータの使用・提供行為)

<参考：中間とりまとめ 第1章1.3(2)(i) 規制すべき行為>

○悪質性の高い行為により取得したデータの使用・提供行為について

<方向性>

悪質性の高い行為により取得したデータを使用・提供等する行為を規制対象とする。

悪質性の高い行為により取得したデータについても同様に、当該データの取得者がそのデータを使用することや、第三者に対し提供することによって不正に利益を得ることなどは、いずれもデータの正当な保有者が本来得られた利益を棄損する行為であって、規制することが適切であると考えられる。

なお、保護対象となる客体が営業秘密よりも広いものとなる可能性も念頭におきつつ、今後、より具体的な要件の検討を深めることが適切と考えられる。

<参考：中間とりまとめ これまでの審議会・ヒアリング等における意見（抜粋）>

(営業秘密小委における主な意見)

- ・保護の対象となるデータの議論と、規制対象となる行為とは一体として議論すべき。
- ・営業秘密の規制とのバランスに鑑みて、あまりに緩い要件とすることは反対。
- ・データ取得が違法であっても、それがオープンデータであれば、その使用行為は必ずしも違法ではないとも考えられる。

(企業ヒアリング等における意見)

- ・単なる契約違反に該当するような行為を規制対象とすべきかについては慎重な検討が必要。
- ・データベースの第三者提供行為は規制するという観点では考えられるものの、アクセスを遮断されていないデータを使用する行為については不正競争行為とすべきかについては慎重な検討が必要。

論点3：正当取得したデータの不正使用・提供行為

中間とりまとめにおいて、正当に取得したデータについて、データ提供者の意に反し、**不正の利益を得る目的**又は**保有者に損害を加える目的**での**使用、提供の行為**を規制する方向で検討するとされた。**どのような行為を規制するか。**

<検討の視点>

- ✓ 中間とりまとめにおいて、新たに導入する規制行為は、「不正競争防止法に基づく差止請求権を認めるに値するだけの悪質性の高い行為」とするとの方向性が示された。
- ✓ 悪質性の高い行為によりデータを取得した場合(論点1・2)と異なり、ライセンス等の契約下で**正当にデータを取得した場合に厳しい規制を課せば、正当に取得したデータの利用を萎縮させる懸念**がある。そこで、**図利加害目的という主観要件を加えて、「悪質性の高い行為」を限定する。**

【規制対象とする行為】

- ✓ 正当に取得したデータを、**不正の利益を得る目的**又は**保有者に損害を加える目的**で使用又は**提供する行為**は、信義則違反・違背の観点から、「悪質性の高い行為」と位置づけ、本法の**規制対象とすることが適当**と考えられる。

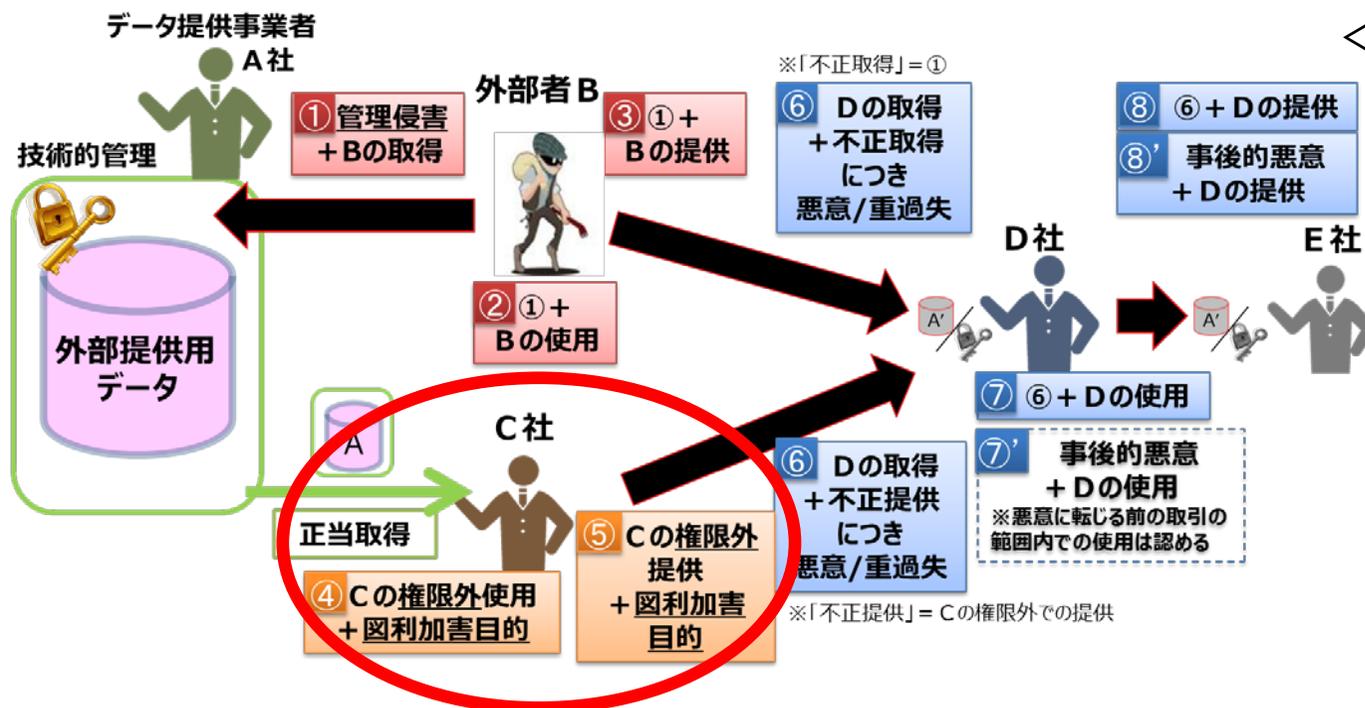
【規制対象としない行為】

- ✓ 正当に取得したデータを、**単に契約の範囲を超えて使用する等の行為は、契約違反であっても、直ちに本法の規制対象とする「悪質性の高い行為」と位置づけられるものではない。**
なお、この場合も、民法の契約法理に基づき、当事者間で契約違反を追及することは可能である。

論点3：正当取得したデータの不正使用・提供行為

(事務局案)

1. 正当に取得したデータを、権限外であることを認識して、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的（図利加害目的）で、第三者に提供する行為を規制する。
2. 正当に取得したデータを、権限外であることを認識して、図利加害目的で、使用する行為を規制する。



<例>

・契約上、第三者への提供が禁止されているにもかかわらず、提供を受けているデータを提供事業者の許諾なく転売する行為

・コンソーシアム内で、研究のために持ち寄ったデータを、契約に違反して、自社の新製品開発のために無断で使用する行為

論点3：正当取得したデータの不正使用・提供行為

不正の利益を得る目的、又はその保有者に損害を加える目的（図利加害目的）について

<概念>

・不正の利益を得る目的（図利目的）

公序良俗又は信義則に反する形で不当な利益を得ることを言う。自らが利益（金銭、名声、満足等）を得る目的のみならず、第三者に不正の利益を得させる目的（第三者図利目的）も含まれる。

※「不正」の解釈について

データを示した保有者との間で当該データをみだりに使用・提供してはならない信義則上の義務が存在する場合に、この義務に反することを意味する。

・保有者に損害を加える目的(加害目的)

データの保有者に対し、財産上の損害、信用の失墜その他の有形無形の不当な損害を加える目的のことを指し、現実に損害が生じることまでを要件とはしない。

<該当例>

- ・ 契約に基づき、料金を支払って取得したデータにつき、図利加害目的で当該契約において**利用用途**が限定されているにも関わらず、当該用途を**明らかに外れる態様で**の使用。
- ・ 契約に基づき、料金を支払って取得したデータにつき、図利加害目的で当該契約において**利用期間**が限定されているにも関わらず、**明らかに契約に反することを認識した上で**、利用期間を超えての使用。
- ・ 契約に基づき、料金を支払って使用しているデータについて、図利加害目的で当該契約において使用できる者が、**社内の5名に限定されているにも関わらず、明らかに契約に反することを認識した上で**、社内300人以上で使用。

<非該当例>

- ・ 契約に基づき、料金を支払って取得したデータにつき、当該契約において利用用途が限定されている場合において、当該用途につき、**通常の商慣行上合理的と考えられる範囲で**の使用。
- ・ 契約上、**特定の社員のみ**に取得・使用が限定されている有料データベースからダウンロードしたデータを、共有フォルダに一時的に格納していたところ、**対象者でない社員がそれと知らずに過失で使用**。

(参考) 中間とりまとめ抜粋 (正当取得したデータの不正使用・提供行為)

<参考：中間とりまとめ 第1章1. 3 (2) (i) 規制すべき行為>

○その他の規制すべき行為について

<方向性>

その他、例えば以下に掲げる行為についても規制の可否について検討する。

- ・正当に取得したデータについて、データ提供者の意に反し、不正の利益を得る目的又は保有者に損害を加える目的での使用、提供の行為。

データをライセンス等によって正当に取得した場合においても不正の利益を得る目的又は保有者に損害を加える目的（以下、「図利加害目的」という。）で使用又は提供する行為は、信義則違反・違背の観点から、規制対象とすることが考えられる。

なお、上記における「データ提供者の意に反し」での使用等とは、予定されていない方法での使用等の行為である。こういった使用行為等を予防するため、予めデータを預ける者と預かる者がその範囲について契約等の規定に基づき合意しておくことが重要である。

<参考：中間とりまとめ これまでの審議会・ヒアリング等における意見（抜粋）>

(営業秘密小委における主な意見)

- ・利用規約等の契約違反が不正競争行為に直結することは、契約法と不法行為法の境界を曖昧にするものであり、好ましくないのではないか。
- ・データ取得が違法であっても、それがオープンデータであれば、その使用行為は必ずしも違法ではないとも考えられる。

(企業ヒアリング等における意見)

- ・データベースの第三者提供行為は規制するという観点は考えられるものの、アクセスを遮断されていないデータを使用する行為については不正競争行為とすべきかについて慎重な検討が必要。
- ・正当なデータ取得の場合であっても、その後の使用・提供行為が業務上横領に該当するような行為に対しては、規制する必要があるのではないか。

論点4：転得者による取得・使用・提供行為／適用除外

(1) 転得者の行為規制について

中間とりまとめにおいて、不正にデータを取得した者からデータの提供を受ける二次取得以降の取得についても、事情を知って、若しくは重大な過失により知らないで、当該データを使用、提供等する行為の規制の可否について検討するとされたところ。

データを転得した場合において、どのような行為を規制するか。

<検討の視点>

- ✓ 不正にデータを取得した者からデータの提供を受ける二次取得以降の取得についても、事情を知って、若しくは重大な過失により知らないで、当該データを使用、提供等する行為は、差止請求権を認めるに値する悪質性の高い行為であり、データ保有者にとって、データが転々流通することで甚大な被害が発生しうることから、規制対象とすることが適当。
- ✓ データの取得側の企業から、身の潔白を証明するために過度な調査負担を強いられるような行為規制は、かえってデータの利用を阻害することになりかねないとの懸念が示されている点に留意が必要。
- ✓ データの取得時点においては不正取得等が介在したことを知らず、その後、事後的に知った場合、不正が介在したことを知った時点で、データの転得者において、一定程度事業や取引が進んでいることが考えられる。当該善意取得者の保護と、データ保有者の利益保護との適切なバランスが必要。

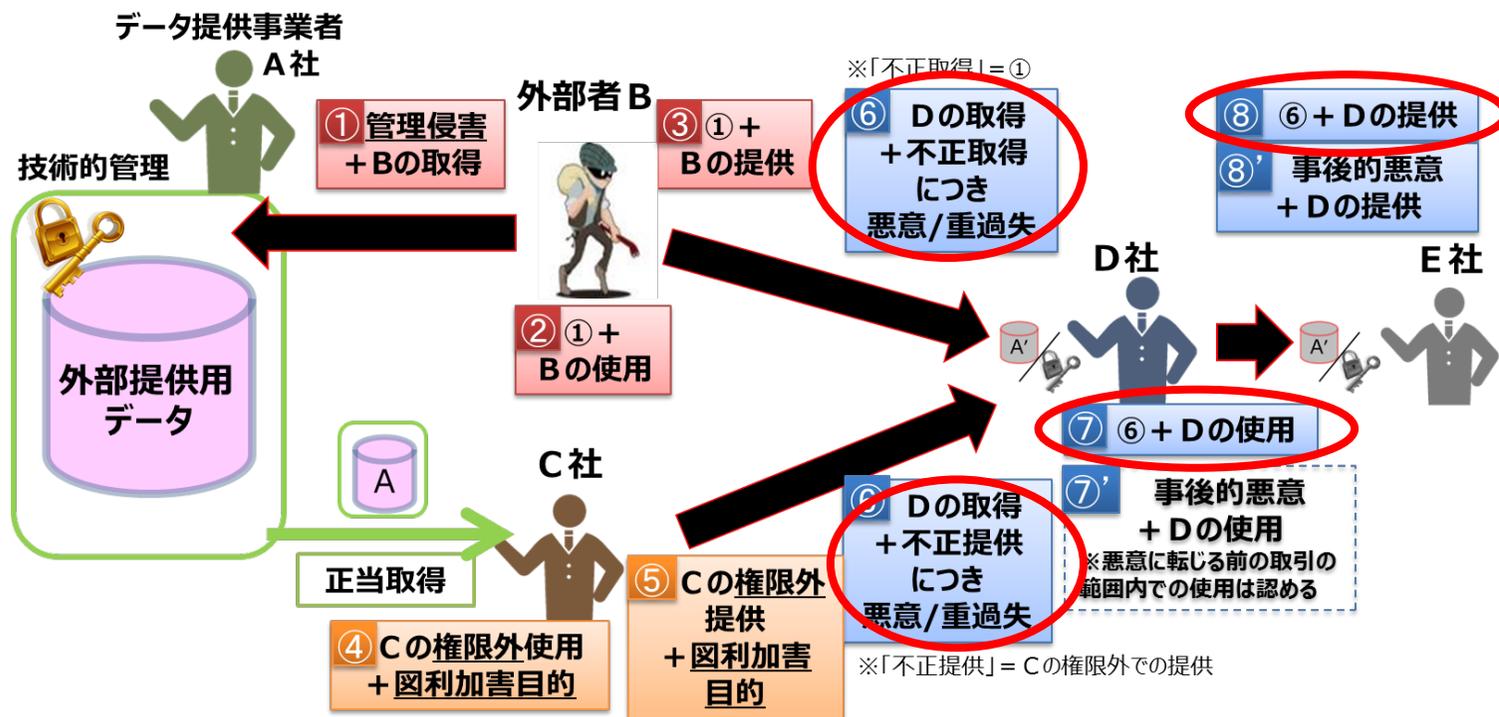
論点4：転得者による取得・使用・提供行為／適用除外

(事務局案)

<取得時に悪意又は重過失の場合(下図⑥⑦⑧)>

- 不正提供であること若しくはそのデータについて不正取得又は不正提供が介在したことを知って、若しくは重大な過失(※)により知らないでデータを取得し、又はその取得したデータを使用し、若しくは提供する行為を規制する。

※「重大な過失」とは、取引上の慣行に照らし、悪意と同視しうるほどの著しい注意義務違反がある場合をいう。(逐条解説「不正競争防止法」2条1項5号の解説)。



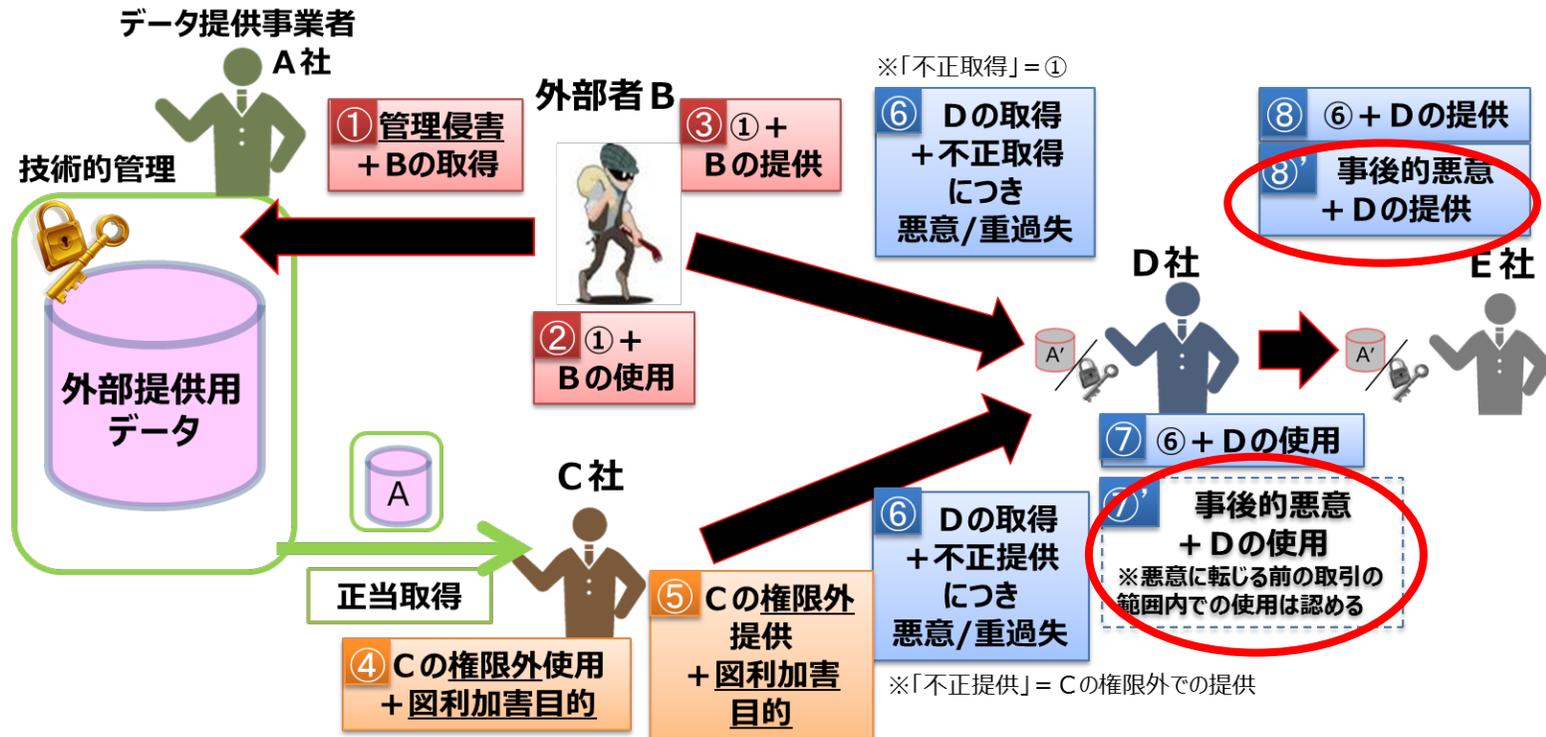
論点4：転得者による取得・使用・提供行為／適用除外

(事務局案)

＜取得後に悪意又は重過失に転じた場合(下図⑦'⑧')(*)＞

- 善意・無重過失でデータを取得した後に、不正取得又は不正提供が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで(事後的悪意)、その取得したデータを使用し、若しくは提供する行為を規制する。ただし、善意者の保護の観点から、適切な適用除外を設ける。

※例えば、善意・無重過失でデータを取得後、不正提供されたデータである旨の警告書が転得者に届き、不正提供が介在したことを知った場合。



論点4：転得者による取得・使用・提供行為／適用除外

(2) 転得者の悪意/重過失の対象について 転得者は、何について悪意/重過失であれば規制すべきか。

<検討の視点>

- ✓ 今回の規制では、営業秘密のような非公知性の要件を設けず、客体が比較的広めに設定されることになるため、規制対象行為は悪質性の高いものに限定する。**契約違反であることを提供者が認識しないまま提供する行為によって転得する行為等までを規制対象にしてしまえば、過度な規制となりデータの利用を萎縮させてしまう懸念**があるとの有識者の意見がある。
- ✓ 実務上、データ取引においては、営業秘密における守秘義務契約とは異なり、データ提供者CとAがどのような契約を締結しているかについて、転得者Dが取得時に認識するケースは少ない。一方、Aから不正提供されたデータである旨の警告書がDに届き、Dが**自らに正当な権限がないことを知った後の転々流通を、止める必要がある。**
- ✓ 例えば、以下のケースにおいては、転得者が取得したルートを判別できず、転得者への提供者の図利加害目的を立証することは難しいが、転得者が自らに正当な権限がないことについて悪意/重過失であれば、その後の転々流通を止めることが妥当である。

(例)

データをID・パスワードで管理し、有償で提供しているデータ分析事業者においては、過去に取引もなく、契約においても無関係な複数の第三者によってデータを無断で公開されていたケースがあった。
対策として、許可なくデータを使用しているサイトの存在をインターネットプロバイダーへ通知しサイトを閉鎖した他、無断掲載者が特定できた場合には警告書を発するなどの措置をとった。

(事務局案)

提供者が正当に提供する権限がないことにつき転得者が悪意/重過失の場合に規制する。

論点4：転得者による取得・使用・提供行為／適用除外

(3) 事後的悪意者の行為の適用除外について

事後的悪意者について、取引の安全の保護の観点からどのような行為を適用除外とするか。

<検討の視点>

- ✓ データ取得後の悪意・重過失によるデータ使用行為につき、使用者は悪意・重過失になる前の時点においては善意であったところ、善意取得者の保護と、データ保有者の利益保護のバランスを考慮すべき。
- ✓ 営業秘密においては、保有者と善意取得者の利益保護のバランスを考慮し、善意・無重過失で営業秘密を取得した者が、その取引で得た権原の範囲内での使用が適用除外として認められているが、この考え方は参考になると考えられる。
- ✓ 一方、営業秘密と異なり、上記における提供行為については、適用除外を設けることで、例えば、データ転得者のHP上における当該データの開示行為を野放しにすることをそのまま許し続けることとなり、データ提供事業者のデータ提供による利益が著しく損なわれるため、適用除外ではないと考えられる。
- ✓ トロールによる濫訴の懸念も考慮すべき。
- ✓ その他、転得者の行為に限らず一般的に、試験研究目的であっても、技術的な管理手段の回避等、保有者の管理を侵害する行為によってデータを取得する行為は認められるべきではない行為であるから、適用除外として規定する必要はない。

(事務局案)

- 事後的悪意者の使用行為については、取引の安全の確保の観点から、善意・無重過失での取引の範囲内での使用を認めることとする。
- 事後的悪意者の提供行為については、適用除外規定は設けないこととする。

(参考) アンケート・ヒアリング結果 (転得者による取得・使用・提供行為)

<アンケート結果>

(有識者・ユーザーの主な意見)

- 民法の不法行為や契約違反等として対応できており、不正競争行為として規制する必要はないと考える。
- 秘匿を前提とした営業秘密と、流通を促進させようとしているデータとでは、転得者に対する規制の考え方は異なることが自然。転得者に対する規制は、営業秘密より緩和されるべき。データ入手の際にどこまでに注意を払えば無重過失となるのかの線引きが困難であると考えられる。無重過失となるための注意義務の基準が不明確であれば、安心してデータを入手できないおそれがあり、データ流通が阻害される可能性がある。
- データが日々変遷して流通した場合、悪意・重過失とは、自ら不正取得行為を行ったと認識できるレベルであることを必要とし、それ以外は謙抑的に適用されるべき。

(参考) アンケート・ヒアリング結果、中間とりまとめ抜粋 (適用除外)

<アンケート結果>

- 不正取得されたデータを使用して物を提供する場合は規制すべき。ただし、善意でデータを使用して物を提供する場合まで規制するのは行き過ぎと考えられる。
- データの正当な活用や善意・無過失の転得者の行為から生じたものの譲渡等を含む形での規制はすべきではない。
- ①不正な手段によって取得されたデータの当該不正取得者によるデータの使用を介して生じた物と、②データの転得者の使用を介して生じた物とは、区別して検討すべき。①については規制を検討するとしても、その事情を知らずにその物を入手した者の保護も併せて検討することでバランスの取れた規制することが必要であり、②については慎重な検討が必要。
- データを使用して生じた物の譲渡までを規制することは過度な規制と考える。データの使用自体が不正競争行為に該当するか否かで考えるべき。
- 善意で取得したデータを用いてAI学習を行い、学習済みモデルを作成した後に、そのデータが保護されるべきデータであることを知ったとしても、作成済みの学習済みモデルからそのデータの影響のみを取り除くことは困難であり、作成済みの学習済みモデルの利用を制限することは酷である。
- データ収集者ではなく、データを集めた人からそれを預かって分析する、転得者の立場からすると、預かったデータがどのような態様で取得されたものかどうか判別できない。預かったデータの1部が不正取得されたデータで、それによって提供しているサービス全てが差止められるとすると、ビジネスは難しい。
- どのような場合に適用除外が認められるのか。営業秘密であれば共有先が限られており、内容を見ればある程度営業秘密であると分かるが、データは共有者が多いことに加え、それがどういうものであるか分からない。その点、善意の転得者の保護も必要であると考える。

<参考：中間とりまとめ これまでの審議会・ヒアリング等における意見（抜粋）>

（企業ヒアリング等における意見）

・課金を支払った者のみにアクセスを認めるHP上のデータへのアクセス行為については利用料金の債権的請求で足り、不正競争行為と評価しなくても良いのではないかと。

(参考) 中間とりまとめ抜粋 (転得者による取得・使用・提供行為 / 適用除外)

<参考：中間とりまとめ 第1章1.3(2)(i) 規制すべき行為>

○その他の規制すべき行為について

<方向性>

その他、例えば以下に掲げる行為についても規制の可否について検討する。

- ・不正にデータを取得した者からデータの提供を受ける二次取得以降の取得についても、事情を知って、若しくは重大な過失により知らないで、当該データを使用、提供等する行為。

さらに、不正にデータを取得した者からデータの提供を受ける二次取得以降の取得についても、事情を知って、若しくは重大な過失により知らないで、当該データを使用、提供等する行為は規制対象とすることが考えられる。

<参考：中間とりまとめ これまでの審議会・ヒアリング等における意見 (抜粋) >

(営業秘密小委における主な意見)

- ・特に転得者については、イノセントな人が規制されないように、営業秘密同様、悪意・重過失者のみ規制されるべきではないか。

論点5：救済措置

(1) 侵害行為に対する救済措置

侵害行為に対する救済措置として、いかなる措置を設けるか。中間とりまとめにおいて、刑事措置については、今後の状況の変化等を踏まえて慎重に検討するとされたが、悪質性の高い行為（外部者の管理侵害による取得等）に限定して、刑事措置を設けることについてどう考えるか。

<検討の視点>

- ✓ データ保有者の営業上の利益（私益）を保護するため、特定の不正競争行為によって営業上の利益を害されるおそれのある者に対して差止め等の請求権を認め、これを通じて間接的に競争秩序の維持を図る（公益の保護）ことが適当である。
- ✓ 不正競争防止法における刑事罰規定については、産業界からは、少なくとも、外部者の管理侵害による取得等、悪質性の高い行為について、刑事罰導入を求める声もある。
- ✓ 一方で、刑事罰導入にあたっては、今回規制される行為について、刑法（窃盗、詐欺等）、不正アクセス禁止法等といった他の刑罰法規における適用対象となるものも存在すること、有識者より、まずは民事措置が導入された上で、自己による適切な管理の認識を高めつつ、その後の状況の変化に応じて刑事罰が導入されることが一般的であるとの意見も出されたこと等をふまえ、慎重に検討する必要がある。

(事務局案)

- 不正競争行為に対する救済措置として、まずは差止請求（※）、損害賠償請求（損害額の推定規定等）、信用回復措置等の民事措置を設ける。

※ 差止請求権として、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む）の廃棄等、いわゆる廃棄・除却請求権が認められるが（第3条第2項）、あくまでも廃棄・除却請求権は差止請求を実効あらしめる合理的な範囲でのみ認められる。

(2) 損害賠償額の推定について

侵害行為に対する損害賠償額の推定についていかなる規定を設けるか。

<不正競争防止法上の推定規定>

○逸失利益の立証による損害額の推定（第5条第1項）

本規定は、逸失利益の立証を規定するものであって、侵害行為とそれによる損害との間に直接的な因果関係が成立している場合、当該逸失利益は侵害行為により原告が喪失した販売数量に基づき算定される原告製品の販売減少による損害とみなされる。

(例) 侵害者がデータセットを販売することにより、被侵害者のデータセットの販売が減少する場合

侵害者がデータを用いて製造した製品として被侵害者と同種の製品を販売することで、被侵害者の製品の販売が減少する場合

○侵害者取得利益による損害額の推定（第5条第2項）

本規定は、営業上の利益を侵害された者が、侵害者に損害賠償の請求を行う場合、侵害者が侵害行為によって受けた利益を損害の額と推定することを規定したものの。

○使用許諾料相当額による損害額の推定（第5条第3項）

本規定は、「不正競争」によって営業上の利益を侵害された者が、侵害者に損害賠償の請求を行う場合、使用許諾料に相当する額を損害額として請求できることを規定したものの。

(事務局案)

- データに係る不正行為に関する損害賠償額の推定として、第5条第1項～第3項の規定を適用する。

論点6：侵害の行為により生じた物（侵害品）の譲渡等の取扱い

侵害の行為により生じた物（**侵害品**）の**譲渡等の行為は規制対象とするか。**

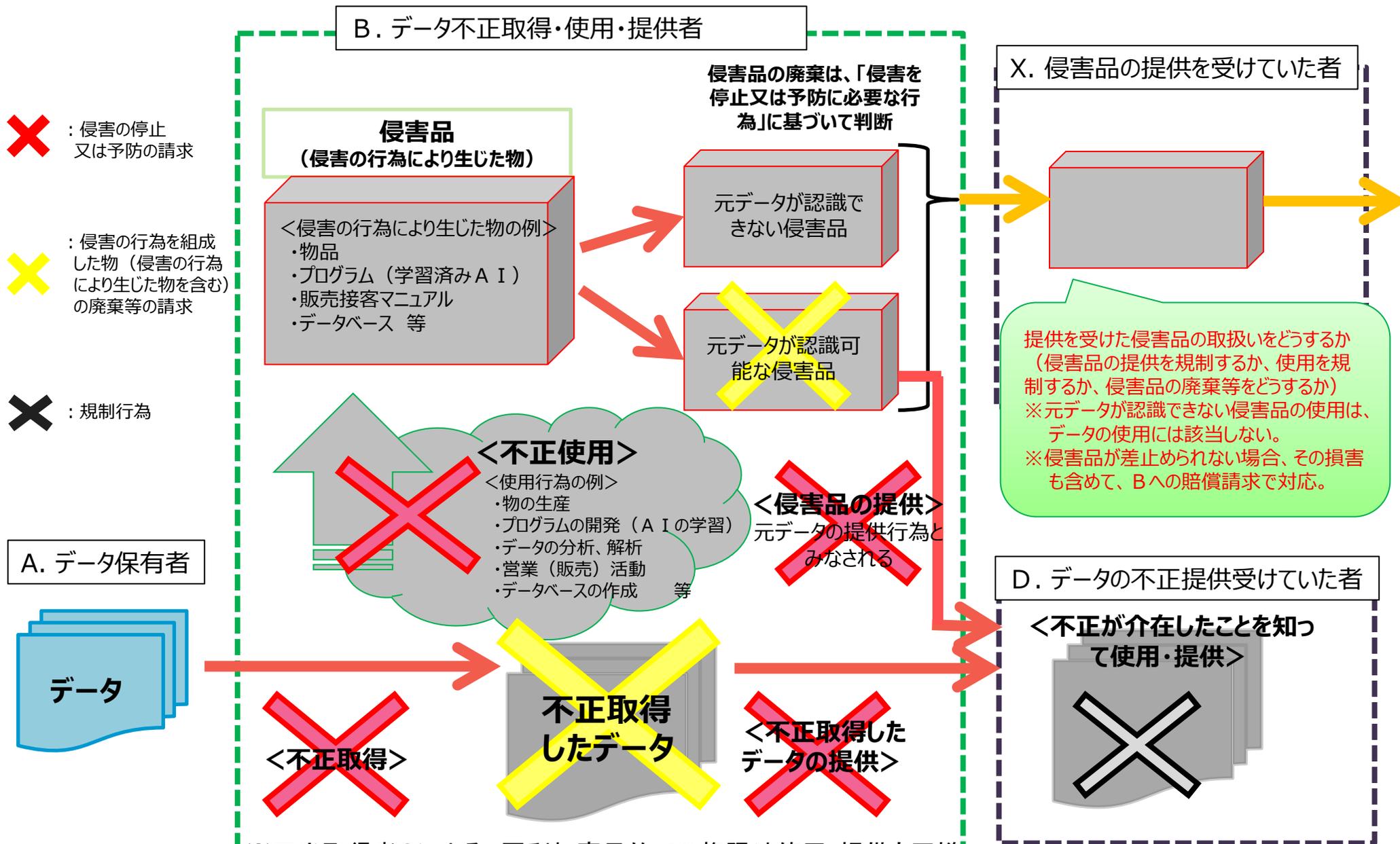
<検討の視点>

- ✓ 侵害品の譲渡等の行為の規制については、営業秘密侵害品について、規制が導入されているが、これは、営業秘密の**侵害品の譲渡等により**、営業秘密の保有者が製造する**製品等の競争力が著しく低下する等の懸念**があり、抑止力を高める必要があったことが背景にある。
- ✓ 今回の保護対象であるデータは、取得する者によって使用方法が様々であること、必ずしもデータ提供者が自ら当該データを使用して製品等を製造していない等の理由から、侵害品の譲渡等の禁止に対する**ニーズは、現時点ではそれほど高くない。**一方で、データ使用者からは侵害品の譲渡を規制対象とすることが**過剰な規制になるのではないかと**の懸念を示す声もある。
- ✓ 侵害品のうち、不正取得されたデータが認識できるものに関しては、それら侵害品の譲渡行為はデータの不正な提供行為と同様にデータ提供者の業務の継続的な実施や投資の確実な回収を阻害するため、差止請求等の対象とすべきであると考えられる。
(例) 不正取得したデータの一部を含むデータベース

(事務局案)

- **侵害品の譲渡等の行為については、規制対象としない。**
- **ただし、侵害品のうち、不正取得されたデータが認識できるものは、当該侵害品の譲渡等が「データ」の不正な提供行為と同様に、規制の対象とする。**

参考（侵害の行為により生じた物（侵害品）の譲渡等の取扱い）



✖ : 侵害の停止
又は予防の請求

✖ : 侵害の行為を組成
した物（侵害の行為
により生じた物を含む）
の廃棄等の請求

✖ : 規制行為

提供を受けた侵害品の取扱いをどうするか
(侵害品の提供を規制するか、使用を規制するか、侵害品の廃棄等をどうするか)
※元データが認識できない侵害品の使用は、
データの使用には該当しない。
※侵害品が差止められない場合、その損害
も含めて、Bへの賠償請求で対応。

(参考) アンケート・ヒアリング結果 (救済措置)

差止の対象として考えられるもの

- データや情報の流出が判明した場合には、転々流通する前にデータや情報そのものを差止対象とするべき。また、悪意または重過失のデータ取得・利用に基づく製品についても差止対象とするべき。
- 不正に取得したデータ等を保存している記録媒体や、不正なデータ取得を実現する方法、プログラム等を記録した媒体を差止対象とするべき。
- 善意・無重過失を含む知得したデータの使用・提供、データを検出する装置（ハード）の使用・提供、検出されたデータを活用するソフトの使用・提供は差止対象とするべき。
- 「不正なデータ取得」の場合は、不正に取得したデータとその使用・提供、「不正に取得したデータの使用・提供」の場合は、不正に取得したデータの使用・提供、「図利加害目的の使用」の場合は、データの使用、「図利加害目的でのデータ提供」の場合は、データの提供を差止対象とするべき。
- サーバ、不正使用したデータを使ったサービスの中止（HPの削除等）。

措置を設けなくても良いとする意見、その他意見

- いったんデータが流出してしまうと、個別の差し止めや回復は困難である。
- 民事訴訟においても実行性が確保されるようにするべき。
- 故意・過失、また被害状況など様々なケースに対応した措置が求められる中で、「差止請求・信用回復措置」がインターネットの世界でどう適用されるか、実行性も問題。
- 不正取得データを使った同様のビジネスを行われることによる損害というより、データビジネスを担う企業にとっては、データを盗まれたという信頼の低下や、データ提供者への賠償の側面が強い。よって、被害拡大防止の観点から差止請求、損害回復の観点から損害賠償請求は設けるべき。一方で、謝罪広告に代表される信用回復措置はかえって「データが盗まれた」ことを強調し、信用低下を招くおそれがあるため必要性は低い。また、刑事罰の適用は慎重にすべきという視点から、刑事措置の要否は状況を見てから判断すべき。
- 既に転々流通したデータを事後的に差し止めることは現実的に不可能であり、差止請求については、実行性が不明。また、現在はデータの利活用の多様な可能性を模索している段階であり、その意欲の萎縮を招きかねない刑事措置の導入は時期尚早。
- 刑事措置については、民事的な措置の状況を確認してから必要に応じて検討すべき。
- 差止請求と損害賠償請求で十分損害の回復と抑止効果が期待できるため、信用回復措置と刑事罰は不要。
- 刑事措置については、刑事罰の保護法益を議論する必要があるため、現時点で導入するべきではない。

(参考) 中間とりまとめ抜粋 (救済措置)

<参考：中間とりまとめ 第1章1. 3 (2) (iii) 救済措置>

<方向性>

- ・不正競争行為に対する救済措置として、差止請求、損害賠償請求、信用回復措置等の民事措置を設ける。
- ・刑事措置については、今後の状況の変化等を踏まえて慎重に検討する。

不正競争防止法は、私権の保護と競争秩序の維持という公益の保護の双方の側面を持つ、二元構造であると考えられる。つまり、

- ①民事的規定については、直接的には私益（営業上の利益）を保護するため、特定の不正競争行為によって営業上の利益を害されるおそれのある者に対して差止め等の請求権を認め、これを通じて間接的に競争秩序の維持を図る（公益の保護）ことを目的としているのに対し、
- ②刑事罰規定については、競争秩序の維持、消費者の保護を図る（公益の保護）ことを直接の目的としている。

以上のような二元構造を持つのは、制定当初の不正競争防止法が、私益保護を法目的としていたのに対し、その後の昭和25年改正によって刑罰規定が導入されたことに伴い、公法的な性格を有することとなったためである。これまでの改正の経緯において、各不正競争行為の類型に刑罰規定が設けられたのは、経済社会の発展に伴って、当該類型に係る営業上の利益について社会的な重要性が高まり、単に私権として保護するだけでは不十分であるとの政策判断が行われた結果による。

現在の運用では、データの不正取得等の行為については刑法、不正アクセス禁止法等によって処罰する等、財産犯として不正な行為の一定の部分が刑罰の対象となり得る。また、このような現行法制の下において、データの不正取得・使用・提供行為それ自体を新たに刑罰の対象とする場合には、まずその必要性をはじめとして、これらの新しく定められる罪と前記刑法等に定める既存の罪との関係及び法定刑の均衡等も問題となり得ると考えられる。更には、営業秘密小委の委員からの意見においても、まずは民事措置が導入された上で、自己による適切な管理の認識を高めつつ、その後の状況の変化に応じて刑事罰が導入されることが一般的との意見も頂いたところである。

したがって、こうした行為に対する民事措置を設けることで、まずは私権の保護を図ることが適切であると考えられる。その上で、これらの行為に対する刑事措置の在り方については、上記問題点を含めて、不正競争の防止という観点から、慎重に検討する必要があると考えられる。

また、何を差止措置の対象とするのかについても、不正なデータの使用により生じた物を差止めの対象とする必要があるかなど、営業秘密としての保護との対比も含めた検討も必要である。

論点7：保護期間・消滅時効

データの保護する期間・差止請求権の行使期間についてどのように定めるか。

<検討の視点>

- ✓ データの保護期間につき、権利付与という観点とは異なることから、データ**固有の権利としての保護期間を定めることは、適当ではない**。起算点についても不明確である。
- ✓ 形態模倣（2条1項3号）のように、最初に販売された時を起点として保護期間を設定するとの考え方もあるが、また、**データ自体は**、第三者に提供されてからも**日々更新される**ものであるため、同規定のように、最初に販売されてから●年とすることは適当ではない。
- ✓ 一方で、時効については、データの使用行為が長期間継続している場合、当該行為を基盤とする事業活動が展開されており、差止を行うことで著しい影響を与えることから**社会関係、法律関係の早期安定に対する社会的ニーズが存在**すると考えられる。
- ✓ また、営業秘密侵害行為と同様に、長期にわたる不正行為の継続を放置しているような保有者に対しては**法的保護を与える必要性が減少**すると考えられる。

(事務局案)

- **データ固有の保護期間は定めない。**
- **社会的な影響を鑑み、以下の消滅時効及び除斥期間を設ける。**

データの不正使用に対する差止請求権につき、民法第724条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）の規定と同様に、**消滅時効として3年、除斥期間として20年**と定めることとする。

（データの更新があった場合には、その都度取得された当該データの使用時を起算点とする）

論点8：トレーサビリティ

中間とりまとめにおいて、データ管理情報を削除、改変等した上で、第三者に当該データを提供する行為を規制する方向で検討するとされたところ。**どのように当該行為を規制するか。**

<検討の視点>

- ✓ データの不正利用に伴うネットワーク上の拡散を防止するにあたって、効果的なデータトレーサビリティを可能とするために、一定の管理情報（データ管理情報（※））を用いて流通させることが今後進むことが想定され、そうした状況に対応するために、データ管理情報を保護することが適切である。
※ データ管理者、データの取扱いに関する情報、データのアクセス・変更履歴に関する情報を想定。
- ✓ 技術上、自ずとデータ管理情報が外れてしまう装置等も存在するところ、**意図せずして、当該管理情報を除去してデータを提供等する行為を規制すべきではない**と考えられることから、行為規制の対象とするとしても**図利加害目的を有する場合に限定すべき**と考えられる。
- ✓ また、**データ管理情報の改変、追加、削除行為自体を規制することは**、例えば、データ容量削減のための削除、画像データの鮮明化のための削除、その他の事務処理、私的利用目的に基づく削除等、**通常の利用の範囲内での行為が含まれるため**、規制することは適当でないとの意見もある。
- ✓ 正当取得したデータのデータ管理情報を故意に削除した上で、契約に反して当該データを第三者に提供した場合、**データ管理情報削除の行為は不正提供者の図利加害目的を裏付ける一つの根拠となり得る**と考えられるのではないかと。

（事務局案）

- **単に、データ管理情報を削除、改変、追加等する行為だけでは規制対象とはしない。**

論点8：トレーサビリティ

(事務局案)

「データ管理情報を削除、改変等した上で、図利加害目的で第三者に当該データを提供する行為」を規制することが適当であるが、当該行為は、不正取得したデータの提供行為の規制（論点2）、正当取得したデータの不正な提供行為の規制（論点3）、転得者による提供行為の規制（論点4）によって、規制されると整理される。

<検討の視点>

- ✓ **不正取得したデータに対する上記行為による提供について（論点2）**
不正取得したデータの提供行為について、上記行為は、**管理情報が削除等されるか否かに関わらず、規制行為に含まれる。**
- ✓ **正当取得したデータに対する上記行為による提供について（論点3）**
正当取得したデータについて、上記行為は、**正当取得したデータを図利加害目的で不正に提供する行為に該当し、上記行為は自ずと規制行為に含まれる。**なお、正当な取引において、取引者の求めに応じて、データ管理情報を削除等して、当該データを提供する行為は、図利加害目的に含まれないと解される。
- ✓ **転得者の取得したデータに対する上記行為による提供について（論点4）**
転得者が**不正に取得もしくは不正に提供されたデータであると知った（悪意）** 或いは**重大な過失により知らない（重過失）**で**第三者に提供する場合に、上記行為を行えば規制行為に含まれる。**
一方、善意・無重過失で、上記行為の管理情報の削除・改変を行って第三者に提供する行為について、そもそも、善意・無重過失であれば不正な利益を得る認識もしくは所有者に害を加える認識が生じ得ないので、このようなケースは想定し得ない。この場合において、転得した際に、データに管理情報が含まれることが認識されるからといって、必ずしも転得者に悪意・重過失が生じたことの裏付けにはならない。悪意・重過失の有無については商慣行に基づいて判断されると考えられる。

(参考) アンケート・ヒアリング結果 (トレーサビリティ)

〈アンケート・ヒアリング結果〉

(有識者・ユーザーの主な意見)

- 「データ管理情報を故意に除去し、または改変する行為」について、システム運用上、データ管理情報を除去等して対応する場合が想定されるため規制すべきでない。
- データに管理情報が付与されていた場合でも、そのデータの使われ方は様々であり、特にAI等解析に用いられる場合には管理情報を外す必要が生じることも考えられる。従って、データに付与する管理情報に対する行為は規制すべきではない。
- 映像データは信号データ、フラグデータ等を含み得るところ、使用機器によっては、機能として自動的にフラグデータが除かれる場合があるので、意図せずしてそのような機器を用いることで管理情報を削除することがあり得る。また、情報処理の一過程で、フラグデータを除去することもあり得る。よって、当該フラグデータを除去されないようにするために、余分な機能をつけるコストがかかり大きな負担となる。当該フラグデータには、管理情報が含まれるところ、こうしたフラグが除去される通常の機器の使用を規制されると困る。
- データ管理情報の内容や付与方法については、未だ確立されたものがない中、規制対象とすべき行為を正確に定義することが困難なため、規制の導入はデータ利活用の多様な可能性模索の意欲を萎縮させる。規制を導入するとしても、確立された技術による管理情報の保護を前提とし、規制対象とする行為は図利加害目的もしくは悪意・重過失によるもの等、悪質性の高い行為に限定すべき。
- 管理情報の除去について、図利加害目的の除去に限定する、あるいは除去行為を規制するのではなく、除去した後に提供する行為を規制するのであれば問題ない。
- データの管理情報を「外す」行為自体が不正競争行為という評価ではなく、「不正にデータを提供する」という行為（転得者による、悪意・重過失での当該データの取得、使用又は提供）の一部として管理情報を「外す」行為が評価させられるべきと考える。不競法においては、データを不正に流通させる行為を取り締りの対象とするべき。
- 現状として、自動的にこうしたフラグデータは除去されることが多いので、保護すべきデータに管理情報として何か付与しても除かれることが多く、トレーサビリティとして機能しない。本当にデータを守りたいのであれば管理情報として自動的に除去されないようなものを使用する必要がある。

(参考) 中間とりまとめ抜粋 (トレーサビリティ)

<参考：中間とりまとめ 第1章3. 3 トレーサビリティに関する今後の対応>

○総論

<方向性>

著作権の対象とならない情報に付与される管理情報について、ニーズをまずは調査した上で、ニーズがあると認められれば保護する方向で検討する。

データの不正利用に伴うネットワーク上の拡散を防止するにあたって、効果的なデータトレーサビリティを可能とするために、一定の管理情報（データ管理情報）を用いて流通させることが今後進むことが想定され、そうした状況に対応するために、適切にデータ管理情報を保護することが適切である。

今後、ニーズを調査し、必要に応じて保護するための制度導入の是非について引き続き検討を行う。

○規制する行為

<方向性>

ニーズに応じて、データ管理情報を削除、改変等した上で、第三者に当該データを提供する行為を規制する方向で検討する。

営業秘密小委の委員からの意見において、正当な行為としてのデータ管理情報の除去行為を規制することに懸念が示されており、まずは、図利加害目的等の不正な目的でデータ管理情報を削除等した上で、第三者に当該データを提供する行為を規制することが適切と考えられる。この点についてもニーズを調査した上で検討を進める。

(参考) 中間とりまとめ抜粋 (トレーサビリティ)

<参考：中間とりまとめ これまでの審議会・ヒアリング等における意見（抜粋）>

(営業秘密小委における主な意見)

- ・トレーサビリティの関係は、個人情報もトレースできてしまうという問題があるのでその点も考慮に入れるべき。
- ・電子透かしはカメラマンなどの著作権者の了解を取って外すこともあるが、こういった行為は規制の対象としないように考慮頂きたい。
- ・著作物と異なり、管理情報を除去等したことにより、ただちに、権利のあるものの利用が阻害され、または侵害が助長されるとの推定は必ずしも働かないため、単に著作物についての権利管理情報の規制をコピーすることは妥当ではない。
- ・権限を有する者との合意に基づき管理情報に変更等を施した上でデータを提供するような場合については規制されないようにするなど、データの利活用を阻害したり萎縮したりすることのないような配慮が必要である。

(企業ヒアリング等における意見)

- ・これまでデータ化されなかったものについてもデータ化されるようになり、このデータが外部に漏れると企業の強みが失われる。データの特定のためのタグ付け等の対策が必要。
- ・生データについて、データベース化したものについてデータの譲渡先から漏れいした場合には法的措置を設けるべき。そのためにトレーサビリティも重要。
- ・データに付けられたタグを消去・改変する行為への対処規定を不正競争防止法に規定してもよいのではないか。
- ・タグ外し行為のみを取り出して規制すべきとまではいえないのではないか。ニーズの把握は必要。
- ・ニーズの判断においては、データの利活用に伴うトレーサビリティの利用にまず限定して議論すべき。